宇治市埋蔵文化財発掘調査概報

第 19 集

1 9 9 2

宇治市教育委員会

序

近年、宇治市では宅地開発等の開発があいつぎ、それに伴い実施する埋蔵文化財の発掘調査が増加をしております。

平成３年度において、これらの開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査や立会調査は30件におよびます。

本書は、本市教育委員会が平成３年度において実施した埋蔵文化財の調査のうち、開発に伴う緊急発掘調査の成果を中心に収録したものです。本書が多くの方々の目にふれ、宇治の歴史解明の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査の実施についてご理解・ご協力いただきました開発事業者の方々を始め、調査期間中や整理期間中にご指導賜りました関係各位にたいして心よりお礼を申しあげます。

平成４年３月

宇治市教育委員会
教育長　岩　本　昭　造

目　　次

Ⅰ　平等院旧境内遺跡北限部(宇治蓮華16)発掘調査概要…… 2
Ⅱ　矢落遺跡(矢落23)発掘調査概要……19
Ⅲ　八軒屋谷遺跡発掘調査概要……28
Ⅳ　五ケ庄二子塚古墳外濠発掘調査概要……30

例　　言

1．本書は、平成３年度において宇治市教育委員会が実施した開発に伴う緊急発掘調査の概要を収録したものである。なお、調査は各事業者からの受託事業として行った。

2．本書が収録する発掘調査の体制は下記のとおりである。

(発掘調査体制)

発掘調査責任者	宇治市教育委員会	教育長	岩本昭造
発掘調査担当者	同	社会教育課　主事	杉本　宏
	同	社会教育課　主事	荒川　史
発掘調査事務局	同	参　事	頼成綾子
	同	社会教育課長	池田正彦
	同	文化係長	吉水利明
	同	社会教育課　主任	山本敦子

3．本書の編集は社会教育課が行い、編集実務と執筆を杉本宏が担当した。

Ⅰ　平等院旧境内遺跡北限部(宇治蓮華16)発掘調査概要

A　はじめに

本報告は、宇治蓮華16番地他において宗教法人生長の家宇治別格本山が計画した建築工事に先だって実施した、平等院旧境内遺跡北限部分の発掘調査の概要である。

調査地は、宇治橋西詰め交差点より平等院表門に至る通称平等院通りに面し、奥行きは宇治川左岸堤防に至る宅地である。調査地の直ぐ南には、元禄11年(1698)の宇治大火によって焼失した平等院北大門跡があり、概ねこの辺りに平等院旧境内の北限が想定されている。

調査期間は、平成３年10月22日から11月19日までであり、発掘調査面積は150㎡である。土砂除去作業は金井組株式会社、写真測量作業は日開調査設計コンサルタントに業務委託した。また、宗教法人生長の家宇治別格本山には全面的なご協力をいただいた。感謝したい。

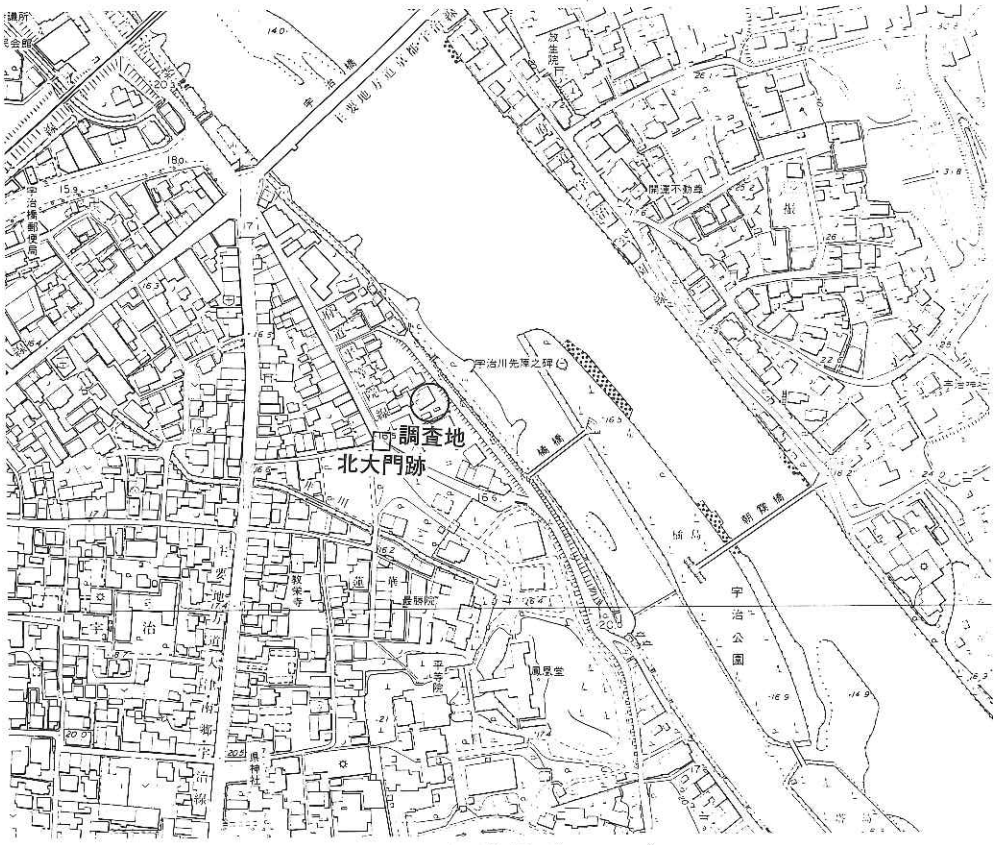

第１図　調査地位置図(１：5,000)

第2図　調査地全景(東から)

B　検出遺構

調査地における発掘調査区は、建築工事計画にそって当該地の東側部分、すなわち宇治川堤防下端を東端として東西方向に細長く設定した。調査は、厚く置き土された近世後半以降の土砂を機械力にて排除し、遺構検出後はもっぱら人力で調査にかかる土砂除去を行った。今回の調査地点における遺構面は、大きく３面存在する。いずれも近世前半のものと判断できる。以下にその状況を上層から順に報告する。

(第Ⅰ期遺構面)

置き土除去後、調査区全体にわたって検出された火災層(第Ⅰ期遺構火災層)直下に形成された遺構面で、盛り土をベースとしている。遺構面の標高は海抜15.7ｍ程でほぼ水平である。ここでの遺構は、礎石建物ＳＢ11と鉄釉三耳壺を埋納したＳＫ07である。鉄釉三耳壺内には炭・灰と共に河原石が入っていた。この河原石はおそらく壺の蓋の重しとして使われていたものが、中に転落したものと思われる。火災層の状況から、調査区東半にも建物が存在していたことが理解されるが、礎石等は検出されなかった。

(第Ⅱ期遺構面)

第Ⅰ期遺構面下に存在するもので、調査区東半では海抜15.2ｍ程、調査区西半では海抜15.5ｍ程を測る。第Ⅱ期遺構面は後述する第Ⅲ期遺構面の宇治川寄り部分に高さ70㎝の盛り土をし宅地としたもので、この盛り土の幅は当初は西端が石垣ＳＸ16、東端が石垣ＳＸ15の約12ｍであったもの(ａ期)が、ある時点で石垣ＳＸ15を埋め立て更に東に拡大(ｂ期)されているようである。この宇治川寄り部分の嵩上げの土層を観察すると、粘質土層と細石層が整然と盛り上げられている状況が見受けられる。当地の状況を踏まえて考えると、宇治川の堤防機能を備えた宅地である可能性が高い。ただし第Ⅰ期ではこの堤防内側に砂層が堆積し、通りに向かって平地化してしまう。

当期での遺構は、前述の石垣ＳＸ16・石垣ＳＸ15の他に、土蔵かと思われる低い石垣の基礎を持つ建物跡ＳＢ04・ＳＢ01、素掘り溝ＳＤ09、盥(たらい)状桶に石組を配した井戸ないしは生簀(いけす)ＳＥ12、底部を欠いた信楽焼の甕を埋めたＳＸ13、石畳の路地ＳＦ14、土壙ＳＫ03などがあり、基本的にはｂ期に該当するものである。ただし、このｂ期についても詳細に見ると、石畳の路地ＳＦ14の埋め立てやＳＥ12とＳＫ03の重複のように更に細かな変化がある。

(第Ⅲ期遺構面)

当期の遺構面はＳＸ10部分と断ち割りで確認したのみであるが、茅や木材の炭を多量に含む火災層(第Ⅲ期遺構火災層)を標高14.7から15ｍで検出し、第Ⅱ期の堤防状宅地は第Ⅲ期建物の焼失後直ちに構築された事が理解された。第Ⅲ期遺構面下は無遺物礫層である。

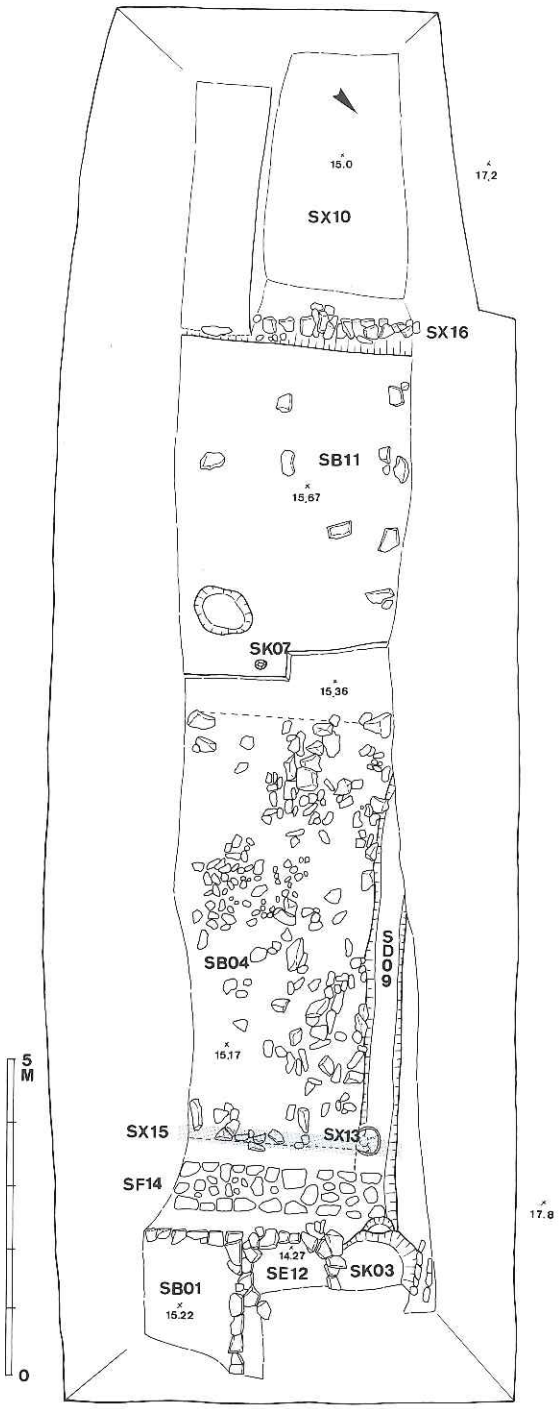
15.0
17.2
SX10
SX16
SB11
15.67
SK07
15.36
SB04
SD09
15.17
5
M
0
SX15
SX13
SF14
17.8
14.27
SE12
SK03
SB01
15.22

第3図　検出遺構平面図

第4図　調査地近景(平等院通りから)

第5図　第Ⅰ期遺構建物ＳＢ11(南から)

第6図　第Ⅱ期遺構建物ＳＢ04と溝ＳＤ09(東から)

第7図　第Ⅱ期遺構路地ＳＦ14とａ期石垣ＳＸ15(北から)

第８図　第Ⅱ期遺構井戸ＳＥ12(東から)

第９図　井戸ＳＥ12下部の桶の半割状況(西から)

C　出土遺物

今回の発掘調査で出土した遺物は、土師器・陶器・磁器・瓦・木製品などの種類があり、量的には整理箱20箱分におよぶ。年代的には17世紀後半を中心とするものであると思われる。以下に第10・11・16図に示した主要遺構出土遺物について解説をしたい。

(土 器 類)

ＳＫ03出土遺物

内面見込みに沈線をもつ土師皿(15～19)、陶器の皿(39・41)、陶器の椀(22)、茶壺として多用された信楽鉄釉四耳壺(45)、中国製青花(24・25)などがある。第Ⅱ期遺構面。

ＳＢ04出土遺物

天目茶椀(20・21・27)、伊万里系磁器碗(23)、唐津系陶器皿(37・38)、陶器皿(40)、青磁盤(36)、信楽すり鉢(34)などが遺構内で散乱して見つかった。また、石臼片が石垣に転用され出土している。第Ⅱ期遺構面。

ＳＫ07出土遺物

完形の鉄釉三耳壺(42)が体部下半を土中に埋めた状態で出土している。この壺はルソン壺から派生した信楽の鉄釉四耳壺に類似するものの、釉調・形態・法量でやや異なり、類例を知らない。体部下半は裸胎、底部に糸切り痕跡を残す。第Ⅰ期遺構面。

ＳＢ11出土遺物

備前壺(44)の他、信楽の鉄釉四耳壺片・土師皿・陶器片が周辺より若干出土している。第Ⅰ期遺構面。

ＳＸ10出土遺物

第Ⅲ期遺構火災層の遺物として、唯一陶器の徳利(43)がある。表面は火災のため変色している。

ＳＥ12出土遺物

完形の手づくね土師小皿(５～14)が約30個体、この蓋に使用されたと考えられる粘板岩製粗製円盤(１～４)が６枚を始め、天目茶椀(28・29)、茶入れ(31)、信楽すり鉢(35)、下駄・柄杓などが出土している。手づくね土師小皿と粘板岩製円盤は、底からまとまって出土しており、当遺構廃棄に伴い投げ入れられた可能性がある。当遺構の石組下に置かれた盥状桶は、直径1.2m、高さ60cmを測るもので、桶外周を竹で編んだタガで締めてあった。第Ⅱ期遺構面。

ＳＸ13出土遺物

底部を欠いた信楽焼の甕(47)が埋め置かれた状態で出土している。底部については、意識的に欠いた可能性が高い。概ね肩部以上が地上に出ていたと思われる。第Ⅱ期遺構面。

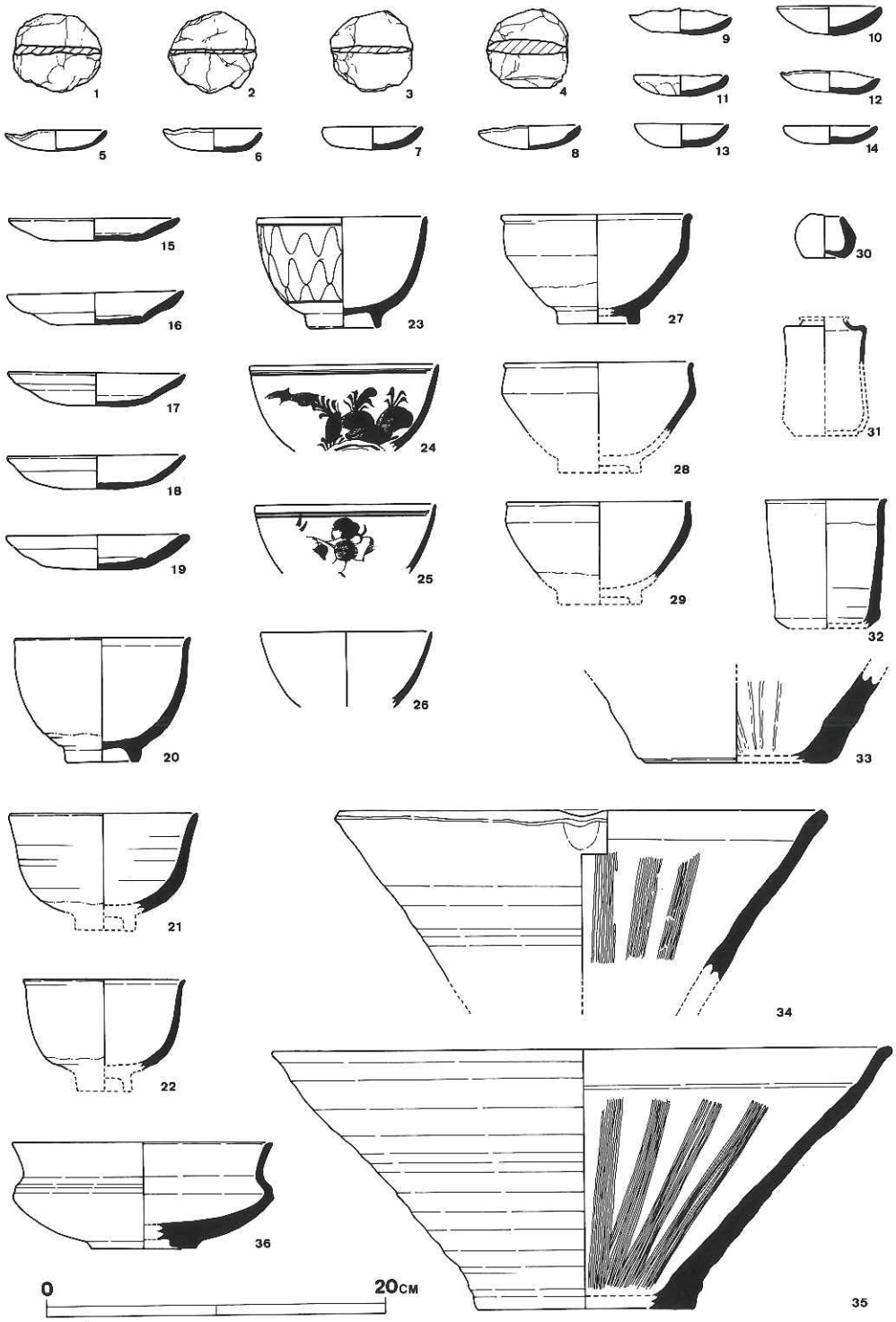

第10図　出土遺物実測図(1)

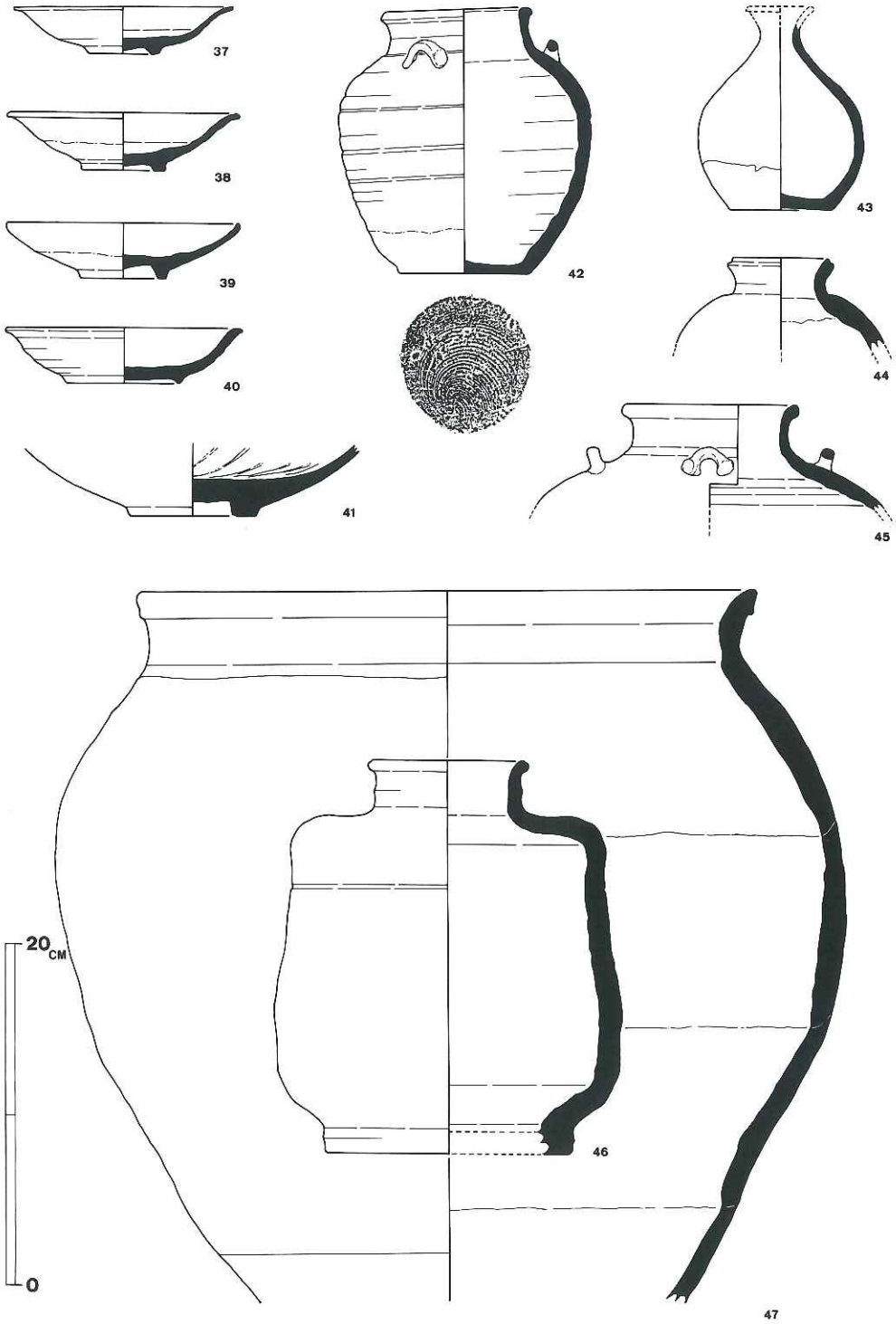

第11図　出土遺物実測図(2)

第12図　出土した国産陶磁器

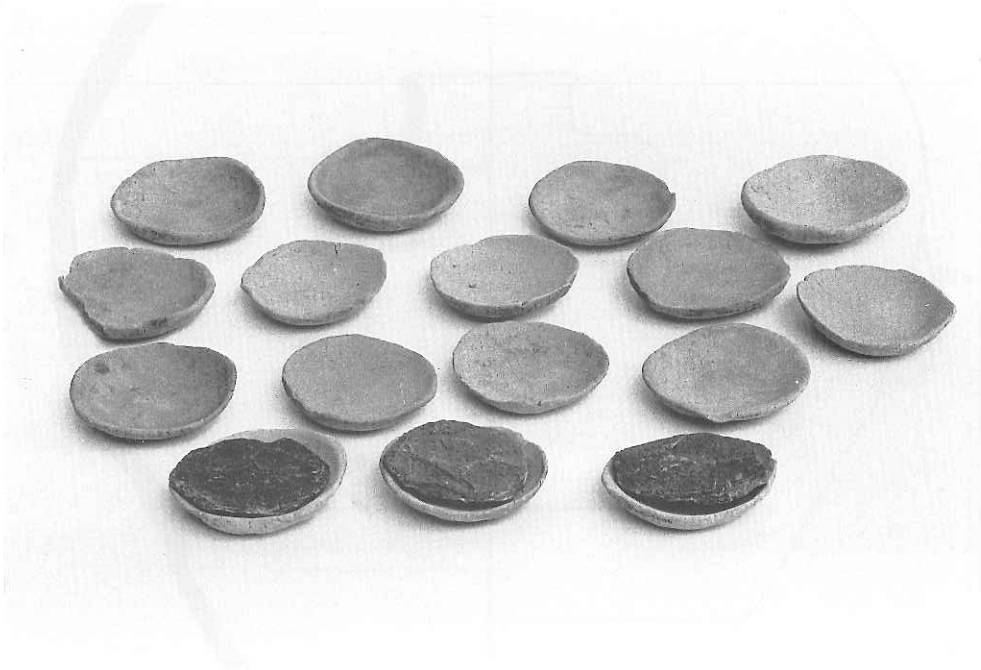

第13図　井戸ＳＥ12出土の土師小皿と粗製円盤

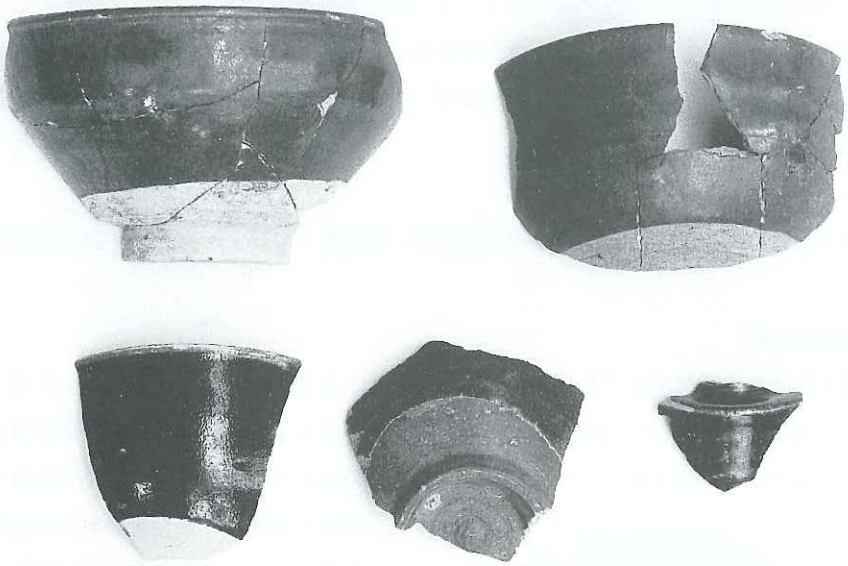

第14図　出土した茶器

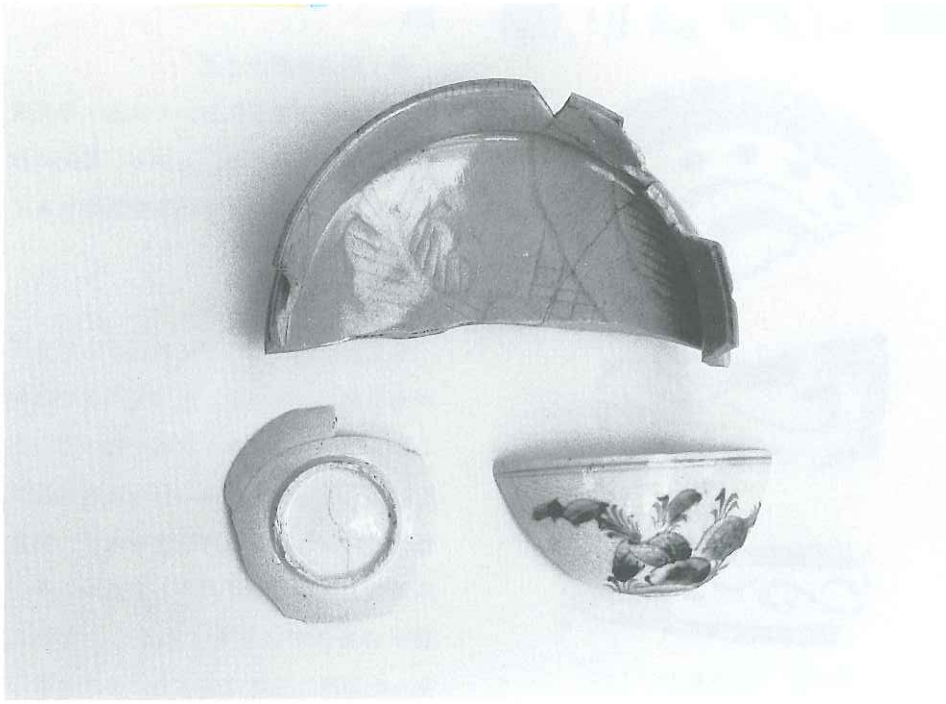

第15図　出土した輸入磁器

ＳＦ14出土遺物

信楽焼と考えられる壺(46)が出土している。第Ⅱ期遺構面。

以上が今回出土した主要土器類の概要である。各期ごとの遺物量に関しては、検出遺構の状況に応じて第Ⅱ期のものが大半を占めるが、年代的には各期の間に大きな差は無いと考えられる。

(瓦　　類)

今回の調査で出土した瓦類は整理箱10箱程で、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦の種類が認められる。

ＳＢ04出土瓦

瓦類の大半は本遺構出土であり、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦の種類が認められる。軒瓦については第16図に示した。軒丸瓦は三巴文を主文とするもの、軒平瓦は均整唐草文を主文とするものである。出土量の大半は丸瓦・平瓦で占められており、桟瓦は認められない。遺構内の西部に一括投棄された出土状態から考えて、この建物が瓦葺きであることはまず間違いがなく、石垣基礎であることとを考え合わせれば、土蔵の可能性が高い。

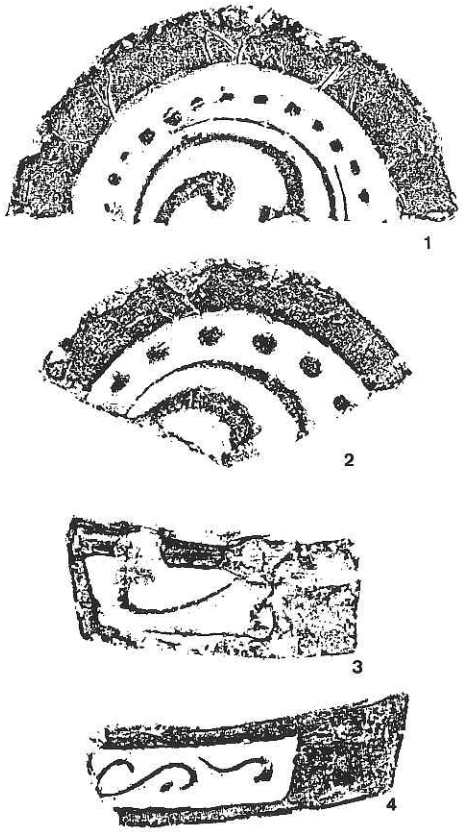

第16図　出土瓦拓本(1：3)

第Ⅰ期遺構面出土瓦

当期の遺構面上において丸瓦・平瓦片の散乱が認められた。しかし、量的には少なく、付近に瓦葺き建物を想定することは難しい。

第Ⅲ期遺構面出土瓦

ＳＸ10において当期に該当する平瓦片が小量出土している。近世瓦が主ではあるが、凸面に縄タタキ痕跡を持つ古い瓦も含まれており、当地の付近に平等院関係構造物が存在する可能性を示す。第Ⅲ期遺構火災層に多量の茅と思われる炭化物が含まれているところから、火災にあった当期の建物は基本的に茅葺き屋根であったことは間違いないであろう。

D まとめ

今回の調査地は、平等院旧境内北限部分に相当するものの、それに直接関係する遺構・遺物の検出はなく、かわって近世初頭に宇治橋から北大門に至る通りぞいに成立した町屋跡の変遷を確認することとなった。ここでは、今回検出した遺構についての若干の検討と整理をおこない、本報告のまとめとしたい。

(検出遺構の歴史的環境)

元禄11年(1698)の宇治元禄大火によって焼失した平等院北大門の位置については、平等院通りが宇治橋から真直ぐ延び、通りが平等院の拝観者駐車場入り口に当たり屈曲する地点、すなわち調査地のすぐ南西部分に想定されている。平等院通り(桜町通り)は宇治橋西詰めから平等院に至るためのものであり、おそらく平等院ないしはその前身である藤原道長の宇治別業以来の通りと思われる。この通りぞいに民家が建てられ始めるのは、宇治郷の中でも比較的遅いようで、中世末から近世初頭のこととされている。ここに成立する町屋については、平等院の門前関係や茶師関係ばかりでなく宇治川に近いことから水運関係の色彩が強かったと考えられており、近世末では、船問屋や船宿が集中的に確認される。

今回の調査において確認した遺構の時期・性格についても、このような平等院通りぞいの在り方を大枠で肯定できるものである。

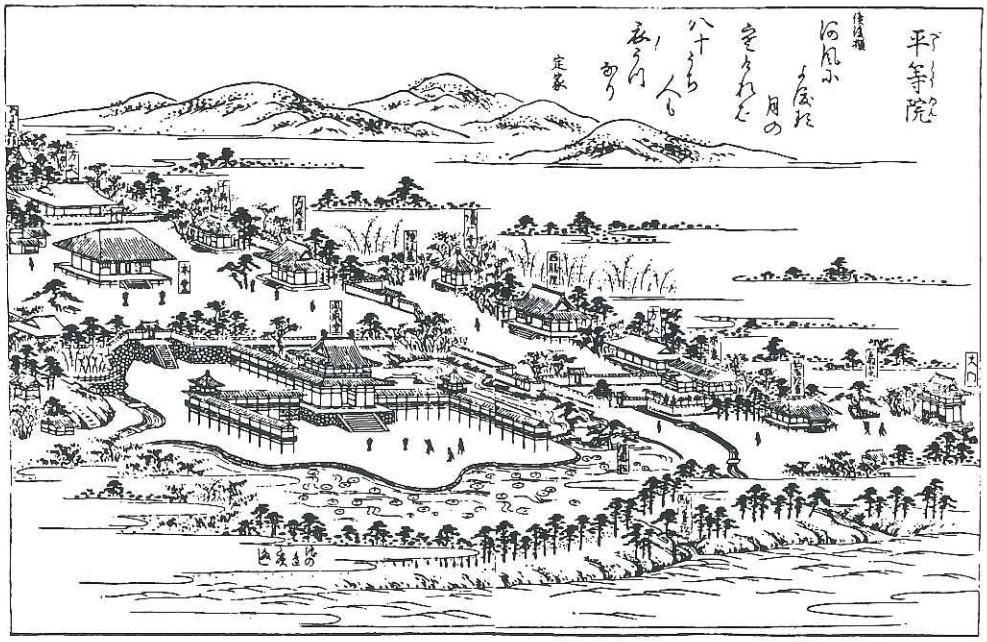

第17図 『都名所図会』にみる平等院

(火災層の年代)

宇治市街地(宇治郷)では、中世以来多くの火災が記録されており、これら火災層の検出が遺構の年代決定の有効な手掛かりとなることがある。今回の発掘調査において検出した火災層は、第Ⅰ期遺構火災層と第Ⅲ期遺構火災層の2層であり、この各火災層の年代について記録と古絵図から考えてみたい。

まず、今回の発掘調査で出土した遺物の年代が17世紀後半を中心とするところから、17世紀代の宇治郷火災記事を拾いあげると、寛永7年(1630)・寛文6年(1667)・同10年(1670)・元禄2年(1689)・同6年(1693)・同10年(1697)・同11年(1698)の7回が記録されている。この中で寛文10年と元禄11年の大火については下図のように罹災範囲が確認されており、元禄11年大火によって当地が罹災していることがわかる。元禄11年大火が平等院北大門を焼失させた火事である。

次に慶安ごろ(1648～51)に作成されたと思われる県神社所蔵絵図と享保7年から延享2年(1722～45)の間に作成された『宇治郷総絵図』をみると、前者では当地は宅地、後者では空き地となっている。このことから、今回検出した遺構は『宇治郷総絵図』作成年次以前であると共に、第Ⅰ期遺構以降に建物などが存在しない調査状況を踏まえると、第Ⅰ期遺構を灰燼に帰した火災は元禄11年の宇治郷大火であることが充分な可能性をもって考えられる。

第Ⅲ期遺構火災層の年次については確定が難しいが、元禄2年と同6年の宇治郷火事では、京都の知恩院が平等院にたいして見舞状を出しており、この時の火事が平等院近辺を巻き込んだものであったことが窺われる。第Ⅲ期遺構火災層については、元禄2年ないし同6年の宇治郷火事である可能性を指摘しておきたい。

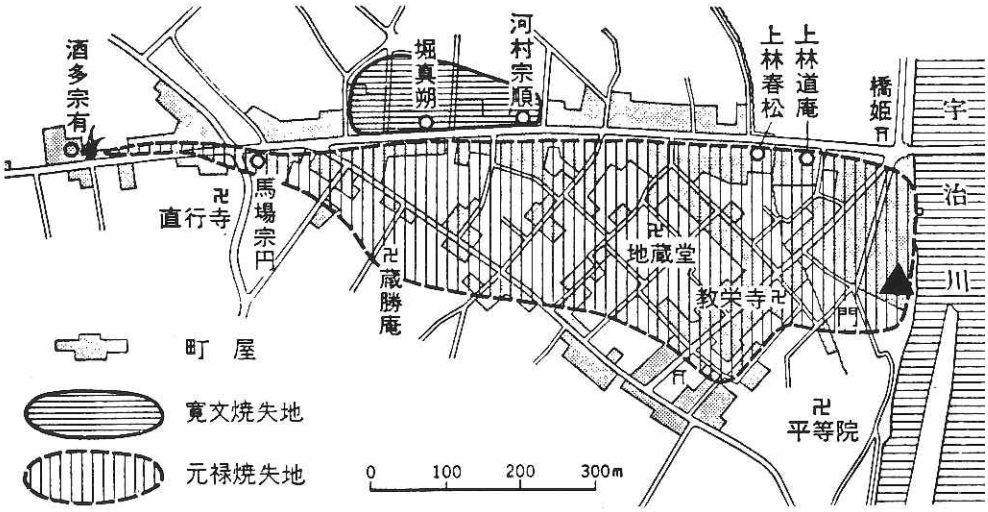

第18図　江戸前期の火災範囲

A. 慶安頃（右）

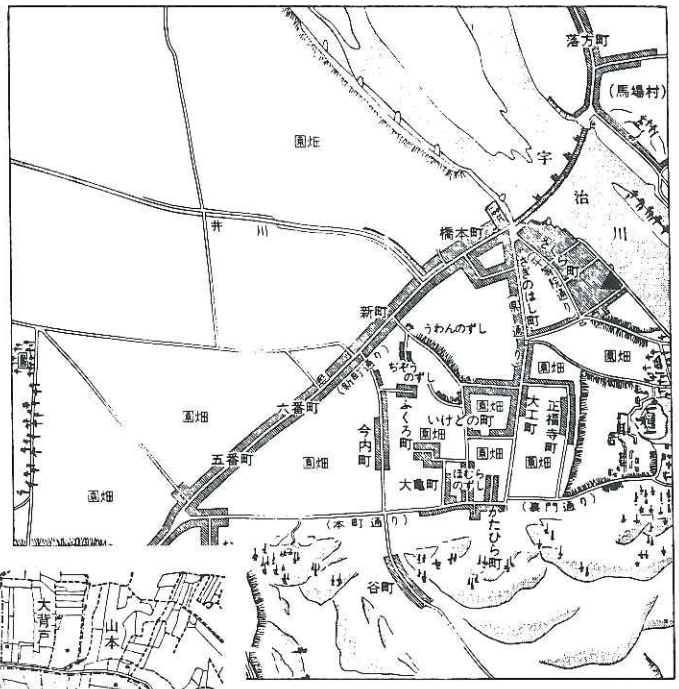

B. 享保～延享頃（左）

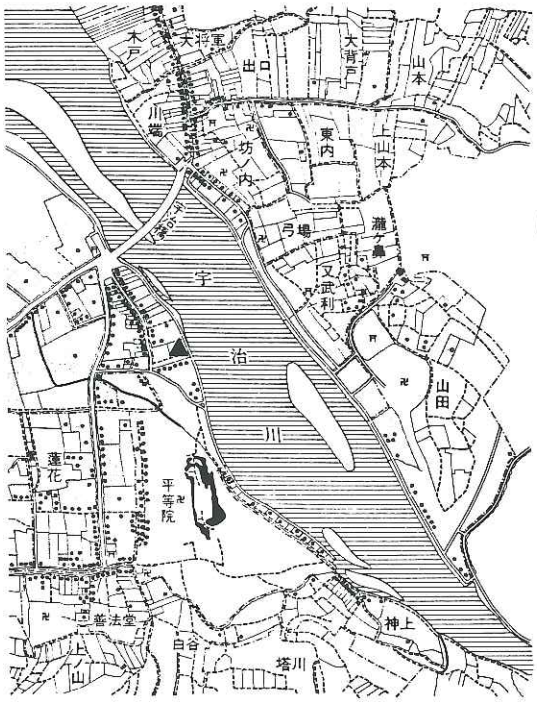

小字界　筆界
妙楽 小字名　・家屋
道　家屋の描かれている地筆
川

0　100　200　300　400m
（おおよそのスケール）

第19図　古絵図から復元する町屋の状況

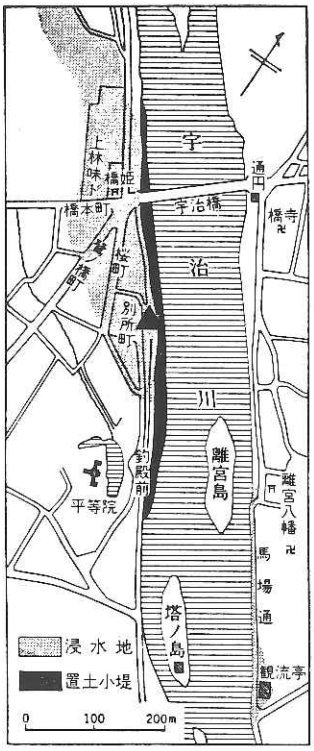

第20図　江戸期の洪水

(宇治の水害)

第Ⅱ期遺構が堤防状宅地である可能性を指摘したが、このことと関連して宇治の水害について少し述べておく。

急流宇治川に面して成立した宇治郷では、しばしば洪水によって川沿いが被害を受けており、大規模な洪水だけでも江戸時代に22回にもおよぶ。宝暦6年(1758)の大洪水では平等院前から宇治橋付近にかけて堤が決壊し、宇治郷に大きな被害を与えた(左図)。特に平等院通り辺りでは地形的に宇治川増水時に被害を受け易かったようで、元禄12年(1699)と安永5年(1776)にはここの川岸部分に堤形の置き土をしている。

このように宇治川の洪水が頻発し宇治郷が被害を受けるようになったのは、実は余り古い事のようではないと考えている。江戸時代より前、宇治川は宇治橋下流で巨椋池と呼ばれる巨大な淡水湖に注ぎ込んでいた。現在の宇治市域から京都市伏見区に至る広大な平野はその干拓地である。宇治川をこの巨椋池から長大な堤防で分離し、直接淀川と合流する現在の宇治川流路を造ったのは豊臣秀吉であり、1594年のことである。このことで巨椋池が持っていた自然の宇治川水量調整機能が無くなり、増水がそのまま水害発生に直結するようになったと考えられる。すなわち宇治川の洪水が頻発し宇治郷が被害を受けるようになるのは、近世初頭以後の事と考えられるのである。宇治郷及びその流域での水害記録が慶長3年(1598)以降に集中するのはかかる理由からであろう。

17世紀後半に成立する第Ⅱ期遺構の宅地が嵩上げされるのは、このような宇治川の巨椋池からの分離分断によりその姿が大きく変化したことに起因するものと思われる。ただし、今回の発掘調査面積は少なく、はたしてこの遺構が堤防状に川岸に沿って構築されているのか、またこの部分だけの嵩上げなのかは確認できないが、前述した当地での状況を考えると、前者の可能性は否定できないと考える。今後の調査・研究の進展に期待をしてゆきたい。

Ⅱ　矢落遺跡(矢落23)発掘調査概要

A　はじめに

本報告は、宇治矢落23番地他において米沢工業株式会社が計画した建築工事に先だって実施した矢落遺跡の発掘調査の概要である。

調査地は、府道宇治小倉停車場線からやや南に入った米沢工業株式会社の西側空き地であり、地形的には宇治丘陵の北裾部が巨椋池干拓地の平野に移行する場所である。この辺りでは、中世の土器片や布目瓦片が採集されており、当該時期を中心とする集落遺跡が想定されている。当遺跡は、今回調査地の北側のフィリップス大学日本校と西側のユニチカマンション建設に伴い既に２回の発掘調査を実施しており、溝跡や土壙とともに鎌倉時代から室町時代にかけての土器・木器が出土している。

今回の発掘調査期間は、平成３年８月６日から９月21日までであり、発掘調査面積は600㎡である。発掘調査にあたっては、土砂除去作業を金井組株式会社、写真測量作業を日開調査設計コンサルタント株式会社に業務委託した。また、米沢工業株式会社には発掘調査実施に関して全面的なご協力をいただいた。感謝したい。

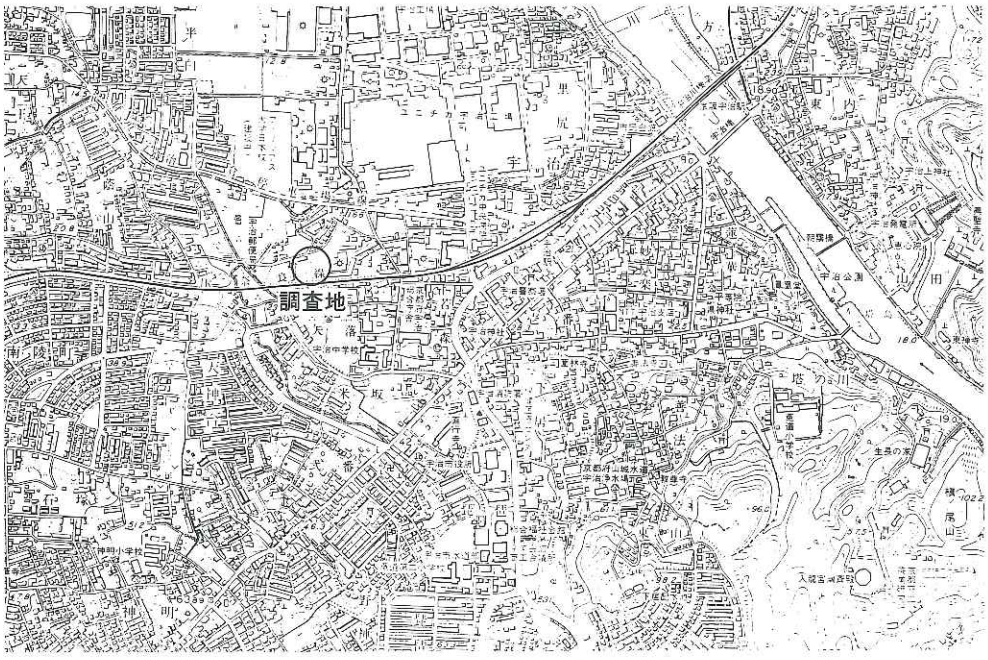

第１図　調査地位置図

B　検出遺構

調査は、当該開発予定地の南及び東部分を中心に調査区を設定し実施した。南部をⅠ区、東部をⅡ区と呼ぶ。発掘調査は、厚く置き土された現代の土砂を重機によって排除し、後はもっぱら人力にて調査を進めた。

遺構面は、現地表下1.5mから２mほどで検出できた。遺構面検出標高は15.5mから15.8mである。

検出した遺構は、溝・石垣・杭列である。Ⅱ区の南半部では、幅１m程の素掘り溝が北西方向と北東方向に幾筋も交差して検出された。また、Ⅰ区の東半分では幅50cm程の素掘り溝数本と北西方向に延びる低い石垣、及び石垣に沿うように打ち込まれた細い丸太杭列を検出した。これらは、いずれも中世から近世にかけての遺構であり、状況的には耕作に伴うものであると考えられる。近世初頭では、この辺りには水田と茶畑が展開しており、このような土地利用に関係するものであろう。

Ⅰ区の西部を下層遺構検出のため１m程掘り下げたところ、柱穴らしき遺構が発見されたが、湧き水が激しく調査を断念せざるをえなかった。

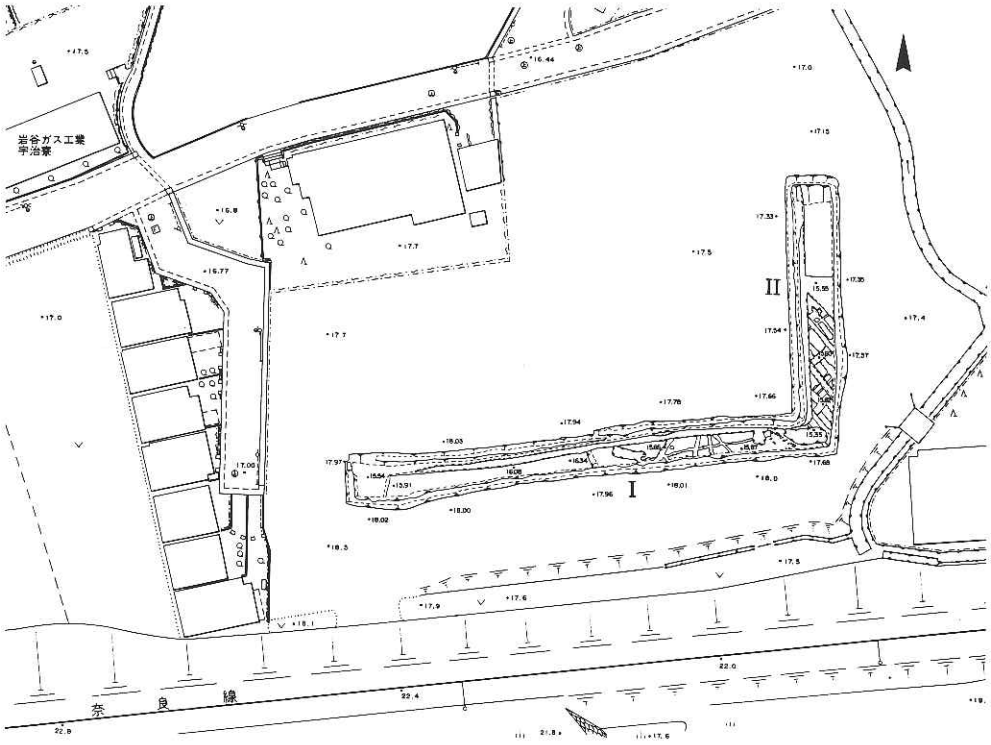

第２図　調査地全図

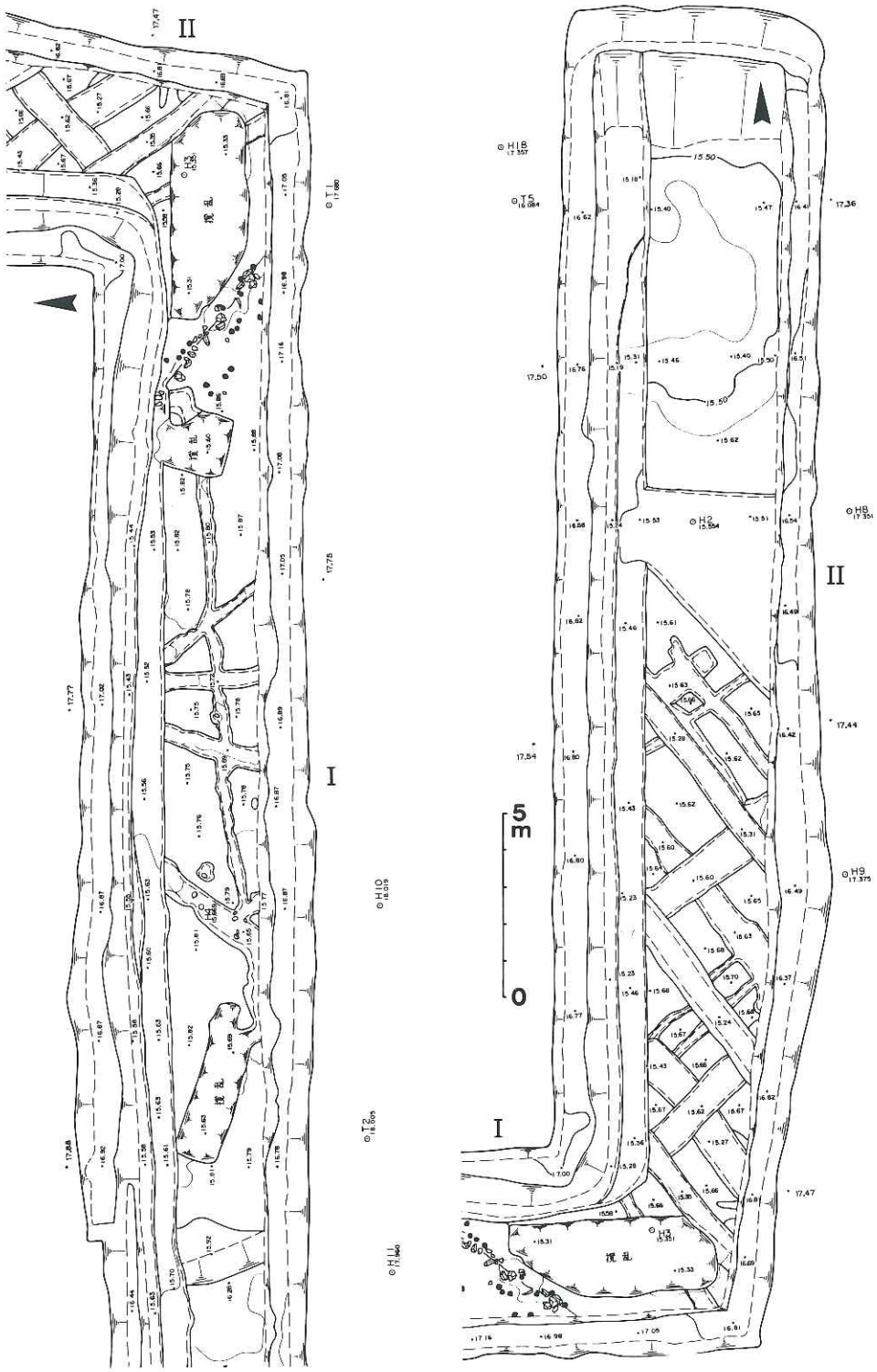

第3図 遺構平面図

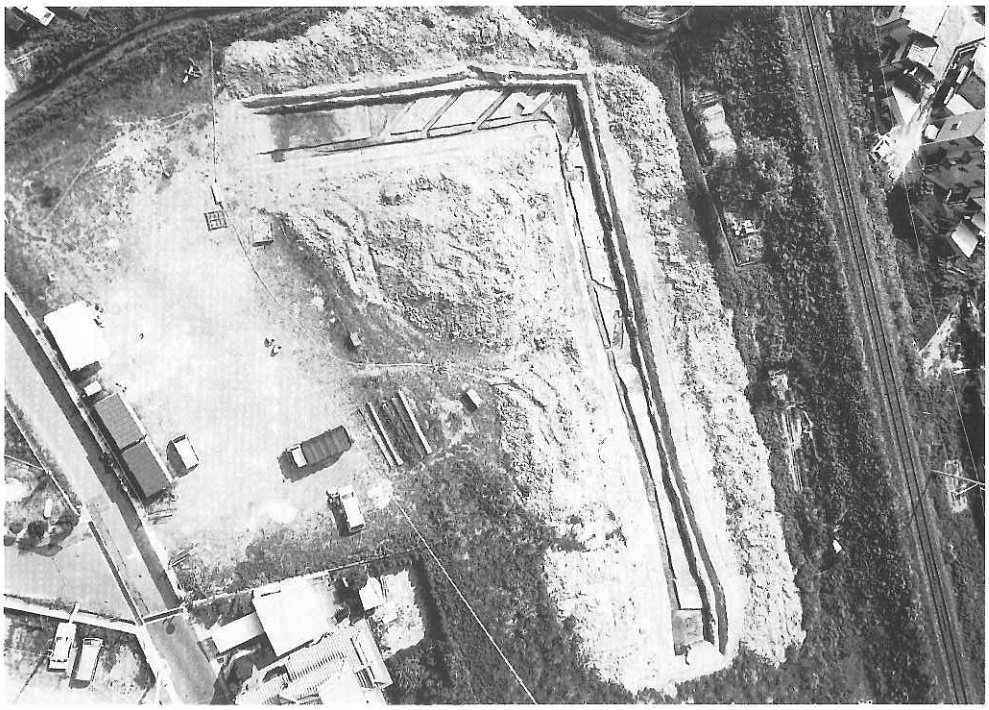

第4図　調査地上空写真(左が北)

第5図　Ⅱ区全景(南から)

第6図　Ⅰ区全景(西から)

第7図　Ⅰ区近景(西から)

C　出土遺物

今回の発掘調査で出土した遺物は、須恵器・瓦器・土師器・陶器・輸入磁器・国産磁器・瓦などの種類があり、量的には100点程が出土している。ただし、いずれも破片化しており全形を窺うものはない。時代的には飛鳥時代から江戸時代に及ぶが、中世に比定できるものが主体を占めている。以下に種類別の概要を述べる。

須恵器に杯・甕などの種類があり、年代的には７世紀の前半から中頃のものである。

瓦器には火舎・鍋・羽釜などの種類が認められる。年代的には14から15世紀にかけてのものが多い。

陶器には信楽焼のすり鉢・唐津系の椀・美濃系の椀や天目茶椀などが認められる。年代的には14から16世紀にかけてのものが多い。

輸入磁器には青磁碗・青磁皿・白磁碗・白磁壺が認められ、いずれも中国より輸入された磁器である。また、国産磁器には伊万里の碗がある。

瓦は平瓦と丸瓦が出土している。平瓦の凸面には縄叩きの痕跡が認められ、奈良時代から平安時代の前半にかけてのものであることがわかる。

第８図　出土した須恵器

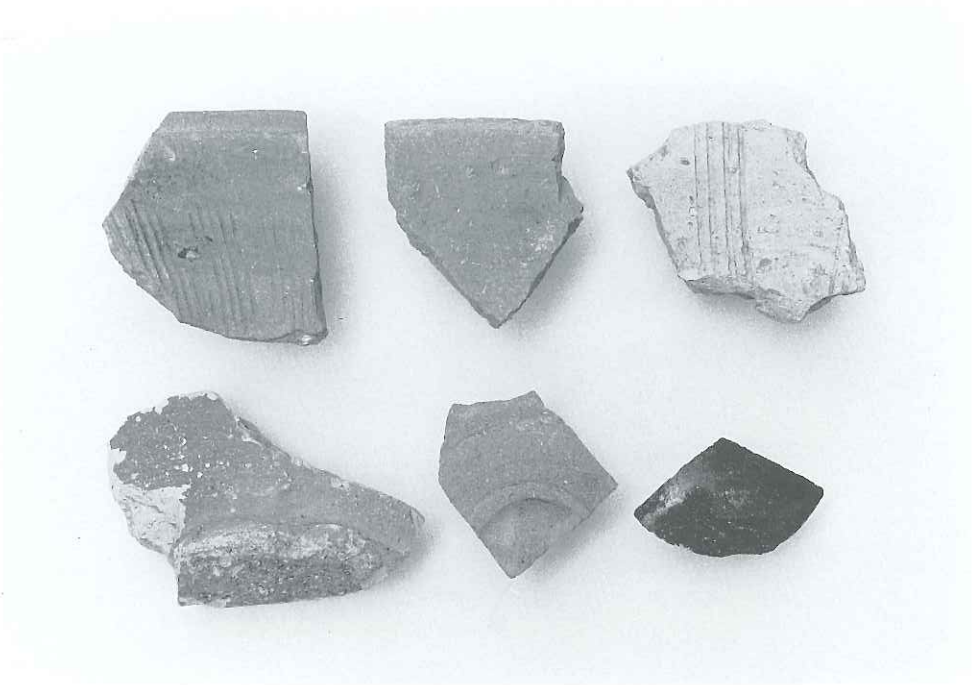

第9図　出土した陶器

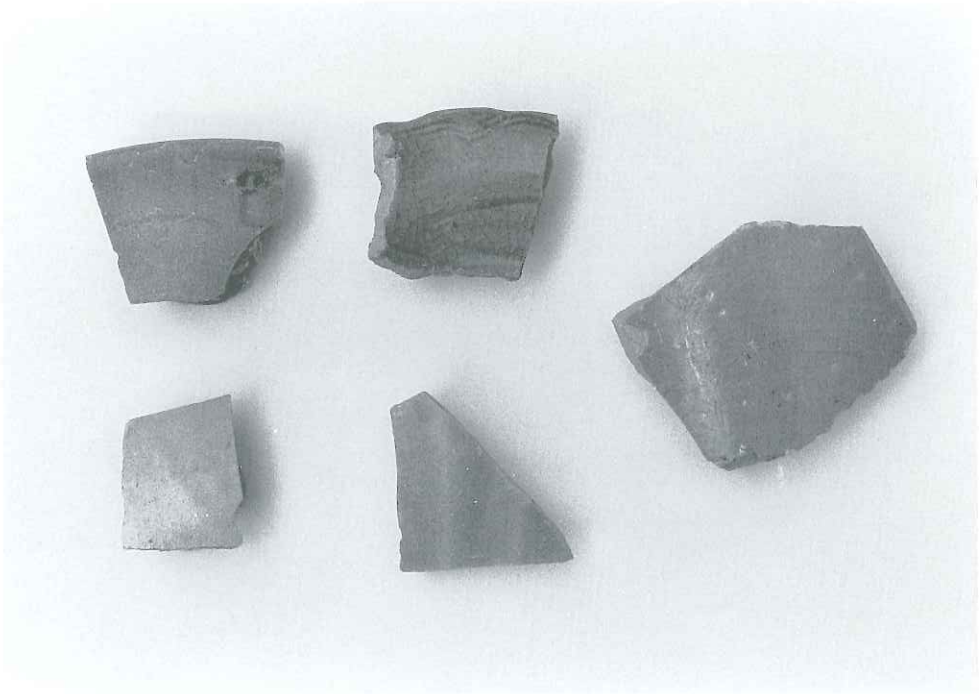

第10図　出土した輸入磁器

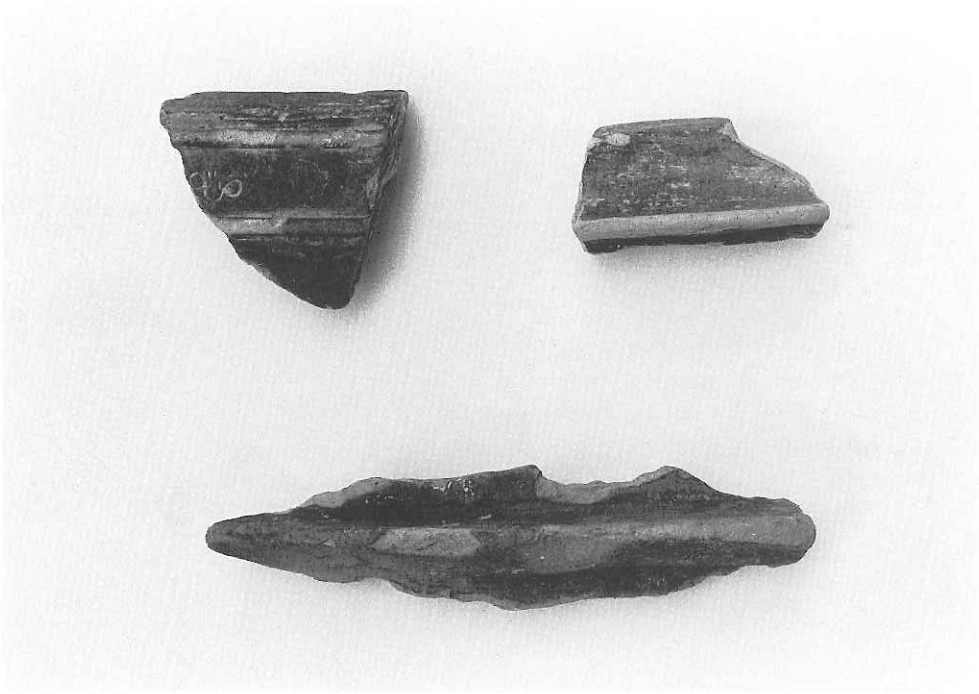

第11図　出土した瓦器

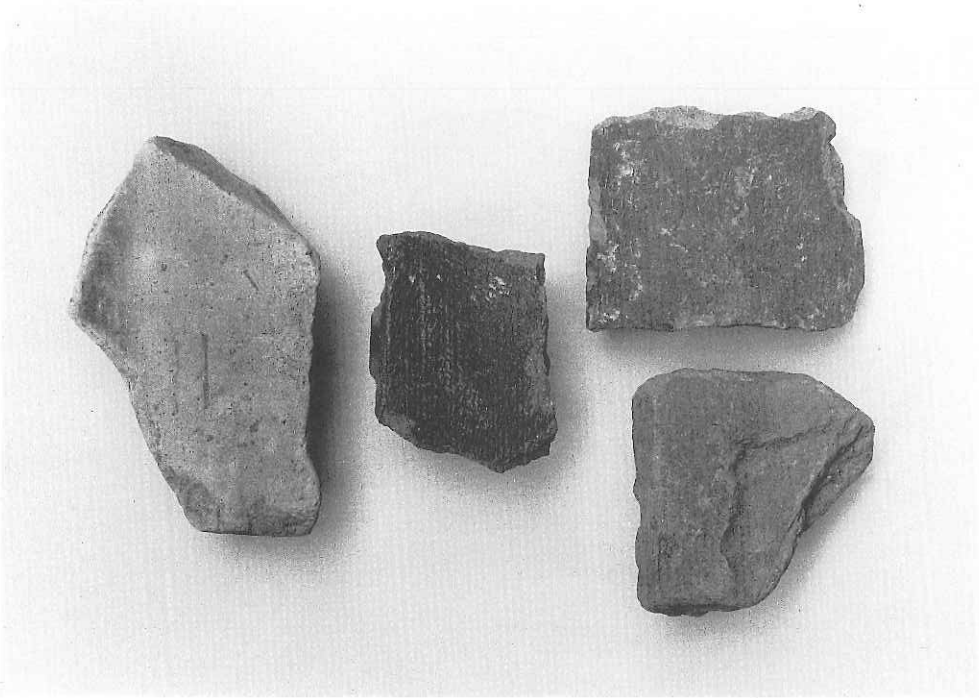

第12図　出土した古瓦

D まとめ

今回の発掘調査で得られた成果の概要は既に述べてきたとおりである。最後に内容についての整理を行いまとめとしたい。

当該地が中世から近世にかけては耕作地、おそらく水田として利用されていたことは調査状況からほぼ間違いないであろう。しかし、溝跡や遺構面から出土する土器片を観察すると、いずれも破片化してはいるものの破断面には余り磨耗が認められず、比較的近くから当該地に移動した遺物であることが理解できるため、近くに当該時期の集落が存在している可能性は高い。

また、当遺跡では今回も含めて良く古瓦が出土する。この瓦が示す時代においては、瓦は寺院関係にのみ使用されるが一般的であるため、付近に未確認の寺や堂が存在する可能性も考えておかなくてはならないだろう。

Ⅲ　八軒屋谷遺跡発掘調査概要

A　はじめに

本報告は、広野町八軒屋谷において宇治市が計画した宇治市植物公園の建設工事に先だって実施した、八軒屋谷遺跡発掘調査の概要である。

調査地は、名木川上流の丘陵地に開けた谷部であり、標高は80ｍほどである。当遺跡は、戦後間もなく発掘調査され、古墳時代前期の土器が出土している(山田良三・石部正志「山城八軒屋谷土師遺跡調査報告」『古代学研究34』昭和38年)。この調査後、名木川の河川改修にともない遺跡中心部付近の地形が変化し、遺跡もほぼ壊滅状態になったらしい。今回の発掘調査は、推定される八軒屋谷遺跡範囲全体が宇治市植物公園予定地として開発されることとなったため、遺跡の範囲・遺存状況を確認するために実施したものである。

調査期間は、平成３年９月９日から10月９日までであり、発掘調査面積は500㎡である。発掘調査にあたっては、土砂除去作業を金井組株式会社、上空写真撮影作業を日開調査設計コンサルタント株式会社に業務委託した。

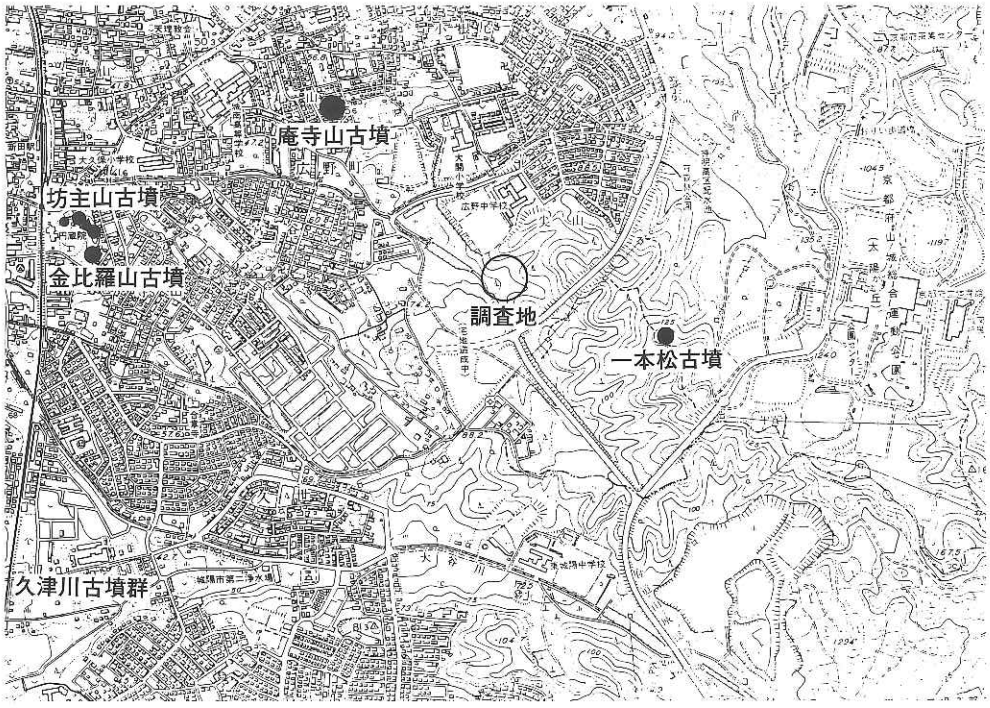

第１図　調査地位置図(１：20,000)

第２図　調査状況

B　発掘調査の概要

発掘調査は、名木川と名木川に注ぎ込む谷川によって開析された谷部に幅２ｍ、長さ30ｍの試掘溝２本と幅15ｍ、長さ30ｍの試掘溝を設定し実施した。調査前は雑木林であり、作業は伐採後の株除去と表土排除を重機で行うことから開始した。

表土除去後、各試掘溝とも人力にて土砂除去を進めながら遺跡の確認を行った。この作業では遺構・遺物の徴候はなく、念のために土層確認を深さ３ｍまで実施したが、地山ないしは砂礫層のみであった。また、伐採後の当該開発予定地内を分布踏査しても土器の散布は認められなかった。これらの状況から八軒屋谷遺跡は既に壊滅状態になっているものと判断し、発掘調査を終了することとした。

Ⅳ　五ケ庄二子塚古墳外濠発掘調査概要

A　はじめに

本報告は、五ケ庄大林４番地において計画された共同住宅建築工事に先だって実施した、二子塚古墳外濠の発掘調査の概要である。

二子塚古墳は、府下で数少ない二重周濠を持つ全長112ｍの前方後円墳で、古墳時代後期初頭の築造である。現在、外濠については完全に埋没しているが、土地の利用状況から西側部分に関してはその範囲を知ることができる。

今回の調査地は、この外濠の西南部分である。調査期間は、平成３年８月28日から９月12日までであり、発掘調査面積は60㎡である。発掘調査にあたっては、土砂除去作業を金井組株式会社、上空写真撮影作業を日開調査設計コンサルタント株式会社に業務委託した。なお、調査実施に関して事業者の安本邦三氏には全面的なご協力をいただいた。感謝する。

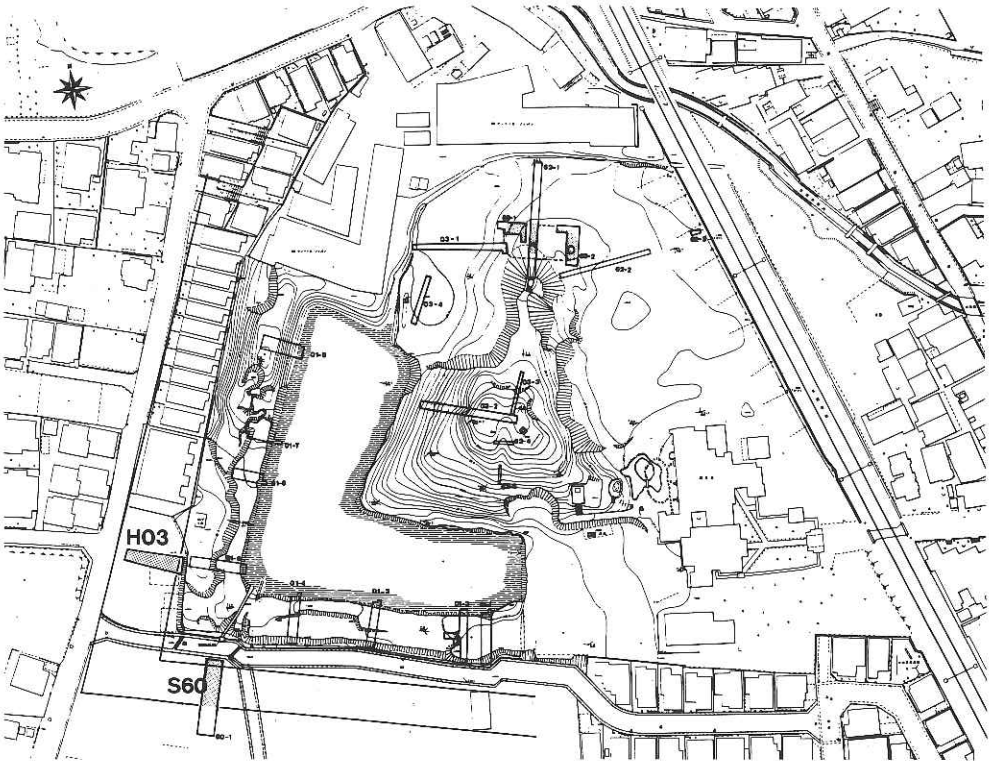

第１図　調査地位置図（１：2,000，Ｈ03が調査地）

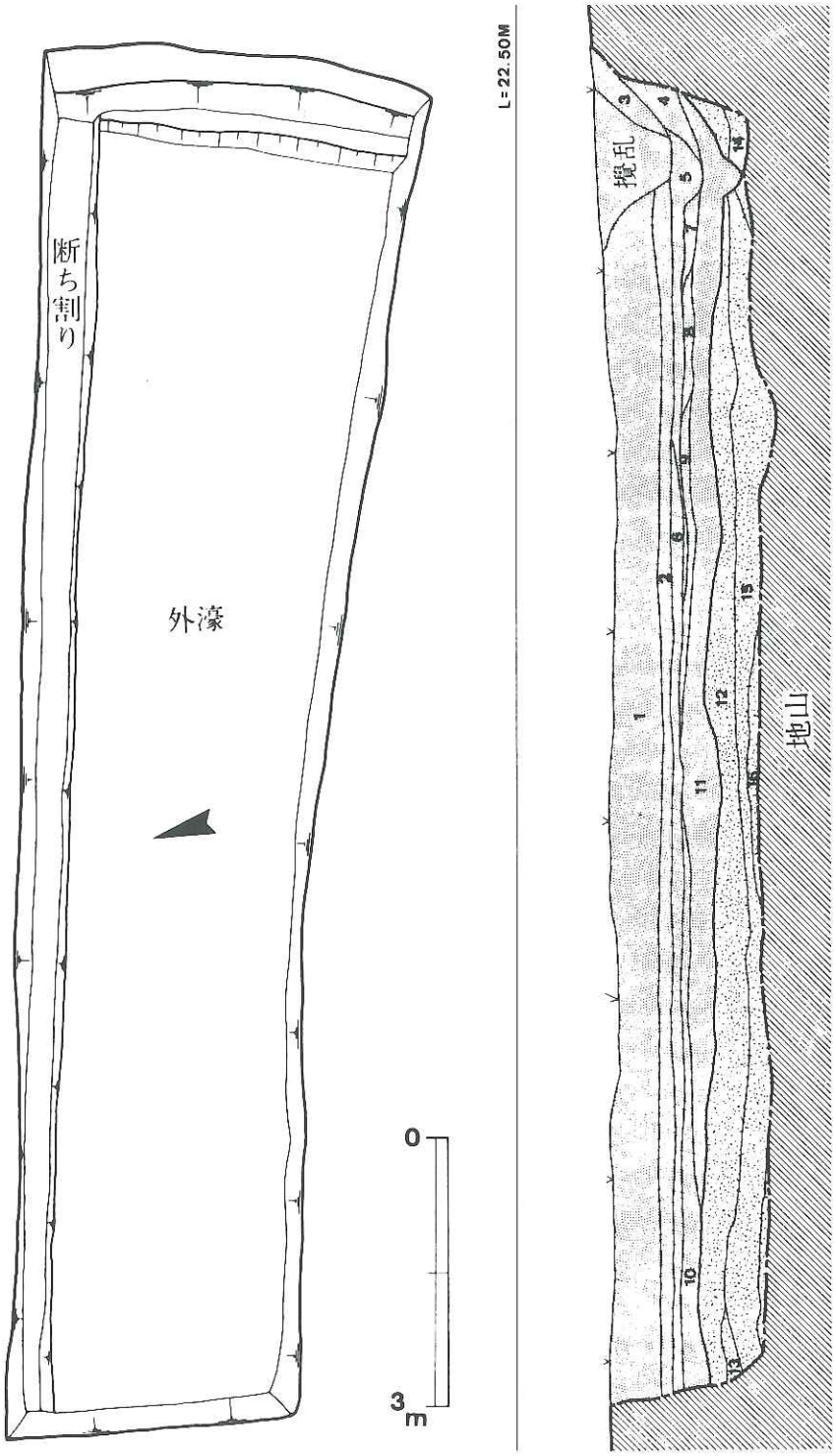
断ち割り
外濠
0
3
m
L=22.50M
撹乱
地山
溝内堆積土
1. 表土
2. 暗青灰色砂質土
3. 黄灰色砂質土
4. 暗黄灰色混礫土
5. 青灰色砂質土
6. 灰褐色粘質土
7. 黄灰色砂質土
8. 黒色混礫土
9. 暗黄褐色砂質土
10. 灰褐色砂質土
11. 黒褐色砂礫土
12. 黄褐色砂礫土
13. 黄褐色砂礫土
14. 灰色砂粘質土 灰白色
15. 明緑灰色砂質土
地 山

第2図 調査地測量図

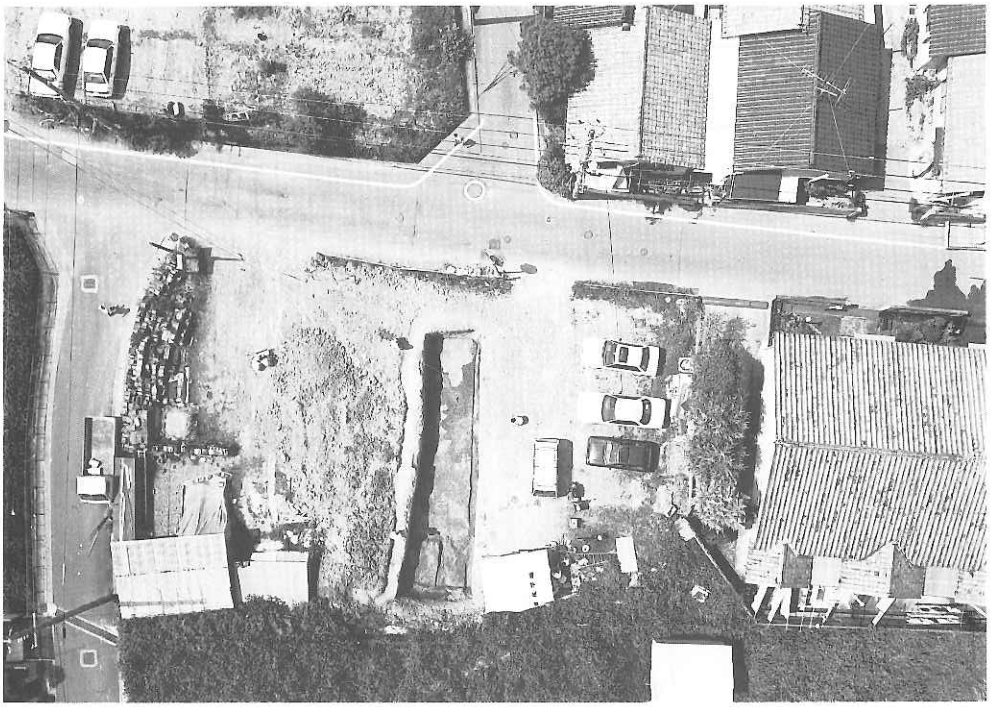

第３図　調査地上空写真(下が周濠西側の堤)

B　発掘調査の概要

調査は、濠に直行して調査区を設定し、表土・埋土上層を重機で排除することから開始した。その後はもっぱら人力にて埋土を除去し、濠底の検出と埋土の状況の調査を実施した。

濠底は、現地表面から約１ｍ程下で検出でき、標高は20.2ｍ程を測る。昭和60年度の調査で検出した前方部側の外濠底の標高より今回のほうが若干高いが、基本的には濠底は水平面を意識して掘削されていると考えて良いであろう。また、濠底の幅については、今回の調査で堤の西側下端を検出しているため、西側外濠底は幅14ｍ以上、地形を勘案すると16ｍ前後に復元が可能であり、前方部側の外濠底幅９ｍを大きく上回ることとなる。

遺物については、楯形埴輪の一部と思われる形象埴輪断片と円筒埴輪片が濠底から出土している。

今回の調査は調査面積が狭く限られたものとはなったが、二子塚古墳を特徴付ける外濠が明らかに西側にも存在し、かつその幅は前方部側外濠より広くなることを初めて確認できたものとして重要な発掘調査であったと考える。

『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』
第 19 集

発行日　平成4年3月31日
発　行　宇治市教育委員会
〒611　京都府宇治市宇治琵琶45番地

製　作　河北印刷株式会社